平成２５年（フ）第５号
京都府舞鶴市字泉源寺1401番地の35
債務者　竹内実代志
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第６号
京都府舞鶴市字溝尻２番地16―202号　梅ヶ谷
債務者　竹内　元治
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第８号
香川県三豊市財田町財田中2231番地
債務者　川人　達也
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第２７号
高知市神田2250番地
債務者　井上　優佑
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３６５号
山梨県甲府市和田町702番地１、開始決定時の住所山梨県甲府市小瀬町641番地６
破産者　髙野　慶太
1　破産債権の届出期間　平成25年４月11日まで
2　一般調査期日　平成25年５月24日午後２時
平成25年３月11日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２４３号
名古屋市名東区猪子石１丁目505番地
破産者　有限会社イワショウ
1　破産債権の届出期間　平成25年４月11日まで
2　一般調査期日　平成25年５月21日午後２時40分
平成25年３月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３号
札幌市豊平区平岸２条８丁目５番26―208号
破産者　岩並多賀子
1　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
2　一般調査期日　平成25年５月27日午前11時30分
平成25年３月11日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８４８７号
大阪市城東区鴫野西３丁目１番18―106号
破産者　白石　裕樹
1　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
2　一般調査期日　平成25年６月３日午後３時30分
平成25年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９８号
大阪府東大阪市俊徳町３丁目３番18号
破産者　藤原　治朗
1　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
2　一般調査期日　平成25年５月13日午後３時
平成25年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１９９号
大阪市港区波除４―７―11　バース波除702、開始決定時の住所大阪市港区弁天５丁目４番15号
破産者　永瀬　浩和
1　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
2　一般調査期日　平成25年６月17日午後３時30分
平成25年３月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０１号
宮崎市城ケ崎１丁目２番地９　望洋マンション203号
破産者　永井　一正
1　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
2　一般調査期日　平成25年５月31日午後１時45分
平成25年３月12日　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８４０号
大阪府吹田市元町16番４号
破産者　森本　佳樹
1　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
2　一般調査期日　平成25年５月23日午後３時30分
平成25年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９６０号
大阪市東成区東小橋１丁目10番７号
破産者　ゴイチ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年４月26日まで
2　一般調査期日　平成25年６月13日午後２時
平成25年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第４８１２号
大阪府箕面市船場東２丁目４番１号
破産者　池本開発株式会社
1　期日　平成25年４月24日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年３月12日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６０号
長野県伊那市中央5136番地１　大光マンションＣ号
破産者　赤堀　義則
1　期日　平成25年４月24日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
平成25年３月12日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１００号
山口県下松市旗岡５丁目６番33号
破産者　株式会社久保組
異議申述期間　平成25年４月12日まで
平成25年３月12日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第４３号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原3976番地
破産者　今西マチ子
異議申述期間　平成25年５月13日まで
平成25年３月12日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５７１５号
埼玉県熊谷市村岡399―５―704
破産者　大石　勝也
免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
平成25年３月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７９号
石川県野々市市堀内２丁目118　ドリームハーモニー206号室、住民票上の住所金沢市西金沢新町195番地
破産者　島畑　光弘
免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
平成25年３月12日　金沢地方裁判所

再生手続終結

平成２１年（再）第１１号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目10番地
再生債務者　三昌ブレード株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成25年３月11日
横浜地方裁判所第３民事部